

ステューデントエージェンシーハイスクール（SAH）実施要項

令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

高校教育課

（目的及び設置）

第1条 群馬県教育委員会が進める非認知能力育成に向けた取組に関する事業のうち、生徒のエージェンシー（自分と社会をより良くしようと願う意志、原動力）を重視し、「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成することを目的に、ステューデントエージェンシーハイスクール（以下「SAH」という。読みは「エスエーエイチ」とする。）事業を実施する。

（取組事項）

第2条 SAHでは、「自ら考え、判断し、行動できる生徒の育成」を最上位目標に据え、研究及び実践を行う。

- （1）授業改善に関すること
- （2）特別活動（学校行事・部活動）に関すること
- （3）探究的な取組に関すること
- （4）その他の学校における取組に関すること

（指定校及び期間）

第3条 SAHの指定校を次の3校とし、群馬県立前橋南高等学校及び群馬県立高崎女子高等学校については、指定期間を令和5年度から3年間、群馬県立伊勢崎高等学校については令和6年度から2年間とする。（継続も検討）

群馬県立前橋南高等学校

群馬県立高崎女子高等学校

群馬県立伊勢崎高等学校

（組織）

第4条 指定校は、組織的に事業を推進するために必要な体制を構築する。

- 2 事業の実施に当たり、特定の組織や職員に偏らず、全職員が連携して取り組むよう努める。

（県教育委員会の役割）

第5条 事業の円滑な推進を図るため、県教育委員会による指定校の伴走支援を行う。

（庶務）

第6条 事業の実施に関する庶務は、原則として、指定校において処理する。

（予算）

第7条 事業の実施に必要な予算が生じた場合の処理については、県教育委員会と指定校において都度協議する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、指定校事業実施に関し必要な事項は、県教育委員会と指定校の協議により定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。